

兵庫県特定外来生物対策本部 阪神北地域部会 設置要綱

(目的)

第1条 兵庫県特定外来生物対策本部設置要綱第6条に基づき、阪神北地域において、特定外来生物による生態系や農業等に係る被害防止対策を推進するため、兵庫県特定外来生物対策本部阪神北地域部会（以下「地域部会」という。）を設置する。

(対象)

第2条 地域部会で対策を実施する特定外来生物（以下「特定外来生物」という。）は、別表1に定める。

(所掌事務)

第3条 地域部会は、阪神北地域における次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 特定外来生物に係る注意喚起及び通報の徹底を周知すること
- (2) 特定外来生物対策に係る目標を設定すること
- (3) 特定外来生物の発生状況の監視及び必要な対策を実施すること
- (4) その他特定外来生物の対策に関して必要な事項
- (5) 第2条に規定する特定外来生物以外の特定外来生物に係る情報共有

(組織)

第4条 地域部会に、部会長、副部会長及び部会員並びにオブザーバーを置く。

- 2 部会長、副部会長及び部会員並びにオブザーバーは別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 地域部会に、必要に応じて第3条第3号の実施において実務を担う対策チームを置くことができる。
- 4 対策チームの構成は別に定める。

(会議)

第5条 部会長は地域部会を総括し、必要に応じて地域部会会議（以下「会議」という。）を招集する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 部会員及びオブザーバーが会議に出席できない場合は、代理者を出席させることができる。
- 4 部会長が必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求めることができる。
- 5 会議は、原則公開で開催する。

(事務局)

第6条 地域部会に、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長及び事務局次長を置く。
- 3 事務局は、阪神北県民局総務企画室及び阪神北県民局県民躍動室環境課に置く。
- 4 第2項に規定する事務局長及び事務局次長は、別表3に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 会議の開催にかかる事務局の事務分担は、別表4のとおりとする。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年11月12日から施行する。

(阪神北地域特定外来生物対策連絡会議設置要綱の廃止)

- 2 阪神北地域特定外来生物対策連絡会議（令和7年7月10日設置）は、廃止する。

別表1（第2条関係）地域部会で対策を実施する特定外来生物

クビアカツヤカミキリ
ナガエツルノゲイトウ

別表2（第4条第2項関係）地域部会の構成員

部会長	阪神北県民局長	
副部会長	阪神北県民局副局長	
部会員	阪神北県民局 総務企画室長 県民躍動室長 県民躍動室環境参事 阪神農林振興事務所長 阪神農業改良普及センター所長 宝塚土木事務所長 自然鳥獣共生課長	
オブザーバー	農林水産部	農業改良課長
	伊丹市	都市交通部みどり公園室みどり自然課長
	宝塚市	環境部環境エネルギー課長
	川西市	市民環境部環境政策課長
	三田市	市民生活部環境政策課長
	猪名川町	地域振興部農業環境課長

別表3（第6条第4項関係）地域部会事務局の構成員

事務局長	阪神北県民局副局長
事務局次長	阪神北県民局 総務企画室長 県民躍動室環境参事

別表4（第6条第5項関係）会議の開催にかかる事務局の事務分担

総務企画室	日程調整、会場選定、出席者調整に関するこ
県民躍動室環境課	議題整理、資料とりまとめ、会議運営に関するこ